によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 4}{5}$$

算式の符号

A　令和８年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和７年度分の数と同一の数（ただし、令和７年４月２日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和７年４月１日以前に存在したものと仮定して令和８年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和７年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［略］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和八年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　令和八年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和八年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$\{(B \times 0.671 \times 0.7 + 0.3) \times 5{,}105{,}000\} \div (A \times 0.563)$

A × 0.563 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、B × 0.671、B × 0.671 × 0.7 及び｛（B × 0.671 × 0.7 ＋ 0.3）× 5,105,000｝／（A × 0.563）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

｛（α／β）× 100｝×（1／3.6）

｛（α／β）× 100｝に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 3}{5}$$

算式の符号

A　令和７年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和６年度分の数と同一の数（ただし、令和６年４月２日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和６年４月１日以前に存在したものと仮定して令和７年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和６年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［同左］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和七年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　令和七年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和七年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$\{(B \times 0.675 \times 0.7 + 0.3) \times 5{,}106{,}000 + (C \times 0.35 + D \times 0.35 + 0.3) \times 228{,}000\} \div (A \times 0.750)$

A × 0.750 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、B × 0.675、B × 0.675 × 0.7、C × 0.35 ＋ D × 0.35 及び｛（B × 0.675 × 0.7 ＋ 0.3）× 5,106,000 ＋（C × 0.35 ＋ D × 0.35 ＋ 0.3）× 228,000｝／（A × 0.750）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

｛（α／β）× 100｝×（1／3.5）

｛（α／β）× 100｝に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入